

交通事故非常事態宣言について（会長談話）

県民の皆様の願いと多くの関係者の努力にもかかわらず、県内では交通死亡事故が多発しており、8月7日から9月1日までの26日間で、11件（11人）という極めて憂慮される状況にあります。

この間の交通死亡事故の特徴を見ますと、安全確認や注意力の不足から発生している例が多く、11件のうち歩行者が犠牲となった事故が4件、車両同士の衝突が4件、単独事故が3件で、昼夜を問わず発生しています。

この深刻な事態に対処し、尊い人命を交通事故から守り、交通の安全を確保するため、9月5日から9月14日までの10日間、「交通事故非常事態」を宣言します。

県民の皆様におかれましては、家庭やそれぞれの地域、職場において、人命尊重を基本とし、安全で快適な交通社会実現のため、県民総ぐるみで交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、交通事故の防止に努められますようお願いいたします。

また、特に、次の2点について、留意していただきますようお願いいたします。

- 1 ドライバーの方は、歩行者の有無など周囲の状況をよく確認し、天候の変化など道路等の状況にも注意しながら、適正な安全速度での運転を心掛けるとともに、十分に休憩をとるなどしっかりと体調管理を行ってください。

また、夕暮れ時は早めのライト点灯を心がけ、夜間にあつては、原則、上向きライト走行を励行し、歩行者や自転車の早期発見に努めてください。

- 2 歩行者の方は、車から良く見えるように、夕暮れ時以降の外出の際は、明るい服装とし、積極的に反射材やLEDライトを身に付けてください。

また、道路を横断するときは、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合は、明るい場所や見通しの良い安全な場所を選び、左右の安全を確かめ、車が止まってから横断するなど、交通事故に遭わないよう十分注意してください。

令和7年9月5日

岩手県交通安全対策協議会

会長 岩手県知事 達 増 拓 也